

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和三年度答申第六号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（被爆者支援課）

諮問日：令和2年10月26日

（令和2年度諮問第7号）

答申日：令和4年3月23日

（令和3年度答申第6号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和元年8月20日付けで審査請求人から提起のあった、広島市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、第一種健康診断受診者証交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔被爆者支援課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和2年10月9日付け元審理第66号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和2年10月26日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書5(2)に記載の内容と同趣旨である。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 審査請求人は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「省令」という。）附則第2条第2項の規定により、処分庁に対し、平成31年3月22日付け第一種健康診断受診者証交付申請書（以下「本件申請

書」という。)により、同条第1項に規定する第一種健康診断受診者証(以下「第一種健康診断受診者証」という。)の交付の申請(以下「本件申請」という。)を行った。本件申請書等によると、審査請求人は、昭和20年8月6日に、当時のA村Bの自宅前の畑において、黒い雨(審査会注：昭和20年8月6日の原子爆弾投下後に発生した雲から降ったとされる雨を指す。原子爆弾投下により発生した放射性物質を含んだ雨であったとされる。以下同じ。)を浴びたとして、本件申請を行ったものである。

(2)ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下「法」という。)附則第17条によると、原子爆弾が投下された際に審査請求人が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下「政令」という。)別表第3に掲げる区域(以下「該当区域」という。)内に在った者は、法第7条の規定の適用については、被爆者とみなされる。その結果、法第7条に規定する健康診断を受診することができることとなるが、当該健康診断の受診に当たっては、省令附則第2条第2項に定められた手続によって、第一種健康診断受診者証の交付を受けた後、同項の規定により、第一種健康診断受診者証を処分庁に提出することが求められている。

イ 第一種健康診断受診者証の交付について、処分庁においては、申請者が、原子爆弾投下時又は黒い雨降雨時に、該当区域内に在ったことが確認できた場合に、第一種健康診断受診者証を交付する取扱いとしていることが認められる。

ウ 黒い雨の降雨時間は、広島管区気象台の調査報告書及び戦災誌の記載から、原子爆弾投下後から当日の夕方頃までであったとされており、処分庁においては、厚生省又は厚生労働省への照会を行った上で、原子爆弾投下時から当日の夕方頃までのいずれかの時間(黒い雨が降ったとされる時間帯)に、該当区域内に在ったことが確認できた場合、第一種健康診断受診者証を交付することとしている。

エ したがって、本件では、審査請求人が、原子爆弾投下時から当日の夕方頃までの間のいずれかの時間に、該当区域内に在ったと認められるか否かによって、第一種健康診断受診者証の交付の可否が判断されることとなる。

(3) 審査請求人が、広島市に原子爆弾が投下された昭和20年8月6日に在ったと主張する、当時のA村は、該当区域ではない。このため、本件申請の内容は、第一種健康診断受診者証の交付要件を満たしていないことは明らかである。

(4) 審査請求人は、該当区域に極めて近い場所において黒い雨を浴びたと主張しているが、該当区域に近い区域に在ったことをもって、第一種健康診断受診者証の交付の対象となるとの規定は、法並びに法の委任を受けた政令及び省令には、存在しない。

(5) また、処分庁は、審査請求人の家族の被爆事実の有無等について調査を行ったことが認められるが、これらの調査の内容からも、審査請求人が該当区域内に在った

ことは、確認できなかったことが認められる。

- (6) なお、審査請求人は、該当区域の見直しを求めているようであるが、第一種健康診断受診者証の交付の対象となる該当区域は、法の委任を受けた政令により定められたものであり、本件審査請求における審査の対象ではない。
- (7) したがって、処分庁が、審査請求人は、原子爆弾が投下された際又は黒い雨降雨時に該当区域内に在った者に該当するとは認められず、第一種健康診断受診者証を交付される要件に該当する被爆事実の確認ができなかったとして行った本件処分に違法又は不当な点はなく、本件処分は、適正に行われたものと認められる。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和2年10月26日）
- 2 第1回審議（令和3年10月14日）
本件審査請求に係る審議を行った。
- 3 第2回審議（令和3年12月2日）
答申に向けた審議を行った。
- 4 第3回審議（令和4年2月7日）
答申に向けた審議を行った。
- 5 第4回審議（令和4年3月23日）
答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

- 1 法令等の規定
 - (1) 法第1条には、「この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者健康手帳の交付を受けたものをいう。」と規定され、同条第1号には「原子爆弾が投下された際当時の広島市……の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った者」と規定されている。
 - (2) 法第7条には、「都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生労働省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。」と規定され、法附則第17条には、健康診断の特例として、「原子爆弾が投下された際第1条第1号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内に在った者又はその当時その者の胎児であった者は、当分の間、第7条の規定の適用については、被爆者とみなす。」と規定されている。
 - (3) 法附則第17条の「政令で定める区域」については、政令附則第2条に「広島市……に原子爆弾が投下された当時の別表第3……に掲げる区域……とする。」と規定され、別表第3に掲げる区域は、広島県の区域に係るものについて、次のとおり定

められている。

ア 広島県山県郡安野村のうち，島木及び段原

イ 広島県佐伯郡水内村のうち，津伏，小原，井手ケ原，矢流，草谷，古持，森，
下井谷，門出口，木藤及び恵下

ウ 広島県佐伯郡河内村のうち，魚切，中郷，下城，上小深川及び下小深川

エ 広島県佐伯郡石内村

オ 広島県佐伯郡八幡村のうち，利松，口和田及び高井

カ 広島県安佐郡久地村のうち，宇賀，高山，本郷下，本郷中，三国，魚切，本郷
上，小野原中，名原，小野原上，境原及び幸ノ神

キ 広島県安佐郡日浦村のうち，毛木二

ク 広島県安佐郡戸山村

ケ 広島県安佐郡安村のうち，長楽寺及び高取

コ 広島県安佐郡伴村

(4) 法第2条の規定による被爆者健康手帳の交付の事務について，厚生省（現厚生労働省）から「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の施行について」（昭和32年5月14日衛発387号厚生省公衆衛生局長通達。以下「32年局長通達」という。）及び「被爆者健康手帳の交付事務について」（昭和51年3月18日衛企第5号厚生省公衆衛生局企画課長通知。以下「51年課長通知」という。）が発出されており，処分庁は，第一号法定受託事務である第一種健康診断受診者証の交付申請に対する審査においては，32年局長通達及び51年課長通知を，地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照して，事務を行っており，「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和51年9月18日衛発第750号厚生省公衆衛生局長通達。以下「51年局長通達」という。）の記の2の(3)により，第一種健康診断受診者証の交付に関する事務においても，51年課長通知を参照して，事務を行うこととされている。

(5) 32年局長通達の記の1では，被爆者健康手帳の交付申請に当たっての添付書類について，被爆者健康手帳の交付の対象となる被爆者の要件に「該当することを認めることが確認できる書類としては，おおむね次によること」として，「(一)当時の罹災証明書その他公の機関が発行した証明書 (二)前号のものがない場合は，当時の書簡，写真等の記録書類 (三)前二号のものがない場合は，市町村長等の証明書 (四)前三号のものがない場合は，第三者（三親等以内の親族を除く。）二人以上の証明書 (五)前各号のいずれもない場合は本人以外の者の証明書又は本人において当時の状況を記載した申述書及び誓約書」が掲げられている。

また，51年課長通知では，「……添付される証明書等の書類は，認定の判断材料であって，認定はこれらの資料等により被爆の事実を認めた上で行われるべきものである……」とされ，記の1には，「審査は，単なる書面審査にとどまらず，可能

な限り申請者本人及び申請者の被爆の事実を証明する証明書を書いた者から事情を聴取する等により事実の確認に努められたいこと。事情聴取に当たっては、申請者の家族に対する手帳交付の有無、その時点において初めて手帳の交付申請を行う理由等についても、把握しておかれたいこと。」とされている。

なお、32年局長通達及び51年課長通知は、法の施行により廃止された、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和32年法律第41号）に関して発出された通知であるところ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行について」（平成7年5月15日発健医第158号厚生事務次官通知）の第九の二において、「新法（審査会注：法を指す。）の施行に当たっては、別途通知するものを除き、原爆医療法（審査会注：原子爆弾被爆者の医療等に関する法律を指す。）及び原爆特別措置法の施行に関してこれまで発出した通知によられたいこと。」とされている。

- (6) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

- (1) 処分庁は、第一号法定受託事務である第一種健康診断受診者証の交付申請に対する審査においては、32年局長通達及び51年課長通知を、地方自治法第245条の4第1項の技術的助言に相当するものとして参照し、事務を行っており、51年局長通達の記の2の(3)により、第一種健康診断受診者証の交付に関する事務においても、51年課長通知を参照して、事務を行っていることが認められる。
- (2) 処分庁は、第一種健康診断受診者証の交付に当たっては、申請書や添付書類の書面審査にとどまらず、可能な限り申請者本人及び証人からの事情聴取や関係資料の調査などにより事実確認を行い、申請者が、原子爆弾投下時又は黒い雨降雨時に、該当区域内に在ったことが確認できた場合に、第一種健康診断受診者証を交付する取扱いとしていることが認められる。
- (3) 黒い雨の降雨時間は、広島管区気象台の調査報告書及び戦災誌の記載から、原子爆弾投下後から当日の夕方頃までであったとされており、処分庁においては、厚生省又は厚生労働省への照会を行った上で、原子爆弾投下時から当日の夕方頃までのいずれかの時間（黒い雨が降ったとされる時間帯）に該当区域内に在ったことが確認できた場合に、第一種健康診断受診者証を交付していることから、本件では、審査請求人が、原子爆弾投下時から当日の夕方頃までの間のいずれかの時間に該当区域内に在ったと認められるか否かによって、第一種健康診断受診者証の交付の可否が判断されることとなる。
- (4) 審査請求人が、広島市に原子爆弾が投下された昭和20年8月6日に在ったと主張する、当時のA村は、該当区域ではなく、審査請求人は、該当区域に極めて近い場所において黒い雨を浴びたと主張しているが、該当区域に近い区域に在ったことをもって、第一種健康診断受診者証の交付の対象となるとの規定は、法並びに政令及

び省令には、存在しない。

- (5) その他、審査請求人は、原子爆弾投下時又は黒い雨降雨時に、該当区域内に在ったとの主張は行っておらず、処分庁は、審査請求人の家族の被爆事実の有無等についても調査を行ったが、こうした調査からは、審査請求人が該当区域内に在ったことは、確認できなかったものと認められる。
- (6) 上記のとおり、審査請求人は、原子爆弾が投下された際又は黒い雨降雨時に該当区域内に在った者に該当するとは認められないことから、第一種健康診断受診者証を交付される要件に該当する被爆事実の確認ができなかったとして処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (7) なお、審査請求人は、該当区域の見直しを求める主張もしている。この点に関し、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等控訴事件判決（広島高等裁判所令和2年（行コ）第10号同3年7月14日判決）及び内閣総理大臣談話（令和3年7月27日閣議決定）、それを受けての「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）などを踏まえ、今後、黒い雨で健康被害を受けた人に対して、より適正な救済が行われることが望まれる。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田 中	聡 子
委員	近 藤	い ず み
委員	折 橋	洋 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。